

新潟勤労者総合福祉センター使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟勤労者総合福祉センター使用料の徴収事務を平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

徴収を行う場所	徴収事務受託者
新潟市中央区鐘木 185 番地 18 新潟勤労者総合福祉センター	新潟市開発公社・愛宕共同事業体 公益財団法人新潟市開発公社 代表理事 理事長 鈴木 亨